

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和6年7月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和6年7月25日（木曜日）午後1時30分～午後2時25分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、萩谷委員、寺田委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 村松 静 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決） （1）議案第28号 令和7年度使用中学校用図書の採択について （2）議案第29号 令和7年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について （3）議案第30号 令和7年度使用中画工特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について （4）議案第31号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について</p> <p>【協議事項】 なし</p> <p>【報告事項】 （報告） （1）報告第7号 損害賠償の決定及び和解について （2）報告第8号 守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーサル審査委員について</p>
4	今後の状況	次回は、令和7年8月26日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和6年7月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和6年7月25日(木)

午前10時00分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和6年7月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和6年7月25日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 28 号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 29 号 令和7年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について

議案第 30 号 令和7年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）教科用図書の採択について

議案第 31 号 令和7年度使用小学校教科用図書の採択について

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 7 号 損害賠償額の決定及び和解について

報告第 8 号 守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーサル審査委員について

6 その他

議案第28号

令和7年度使用中学校教科用図書の採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和6年7月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和7年度使用中学校教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第9採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
28号	1

議案第29号

令和7年度使用小学校特別支援学級（知的障がい）
教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和6年7月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和7年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第9採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
29号	1

議案第30号

令和7年度使用中学校特別支援学級（知的障がい）
教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和6年7月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和7年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第9採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
30号	1

議案第 3 1 号

令和 7 年度使用小学校教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和 6 年 7 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 職 務 代 理 者 河 原 健
令 和 年 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、令和 7 年度使用小学校教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第 9 採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
3 1 号	1

報告第7号

損害賠償額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき、報告します。

令和6年7月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

報告	頁数
7号	1

損害賠償額の決定及び和解について

1 事故発生日時
令和6年4月26日 午前10時40分頃

2 事故発生場所
守谷市みずき野五丁目4番地1付近

3 相手方



4 事故概要

上記日時、守谷市立郷州小学校敷地内の南側道路に面した付近で、同小学校用務員が刈払機による除草作業を行っていた際、地面の小石を飛ばし、道路を走行していた相手方車両の助手席側ドア部分を損傷してしまった。

5 賠償の手続き

全国市長会学校災害賠償補償保険対象事故として申請し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分により、損害賠償額を決定して賠償金を支払い、和解した。

また、同法同条第2項の規定に基づき、令和6年守谷市議会7月臨時議会月議会で報告する。

6 和解の内容

市が、本件事故に関する一切の賠償金として、金66,319円を相手方の指定口座に支払う。

報告	頁数
7号	2

報告第8号

守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーザル審査委員について

守谷市放課後子ども総合プラン運営業務プロポーザル審査委員について、次の者を選任したので報告します。

番号	区分	氏名（敬称略）	備考
1	教育部長	こばやし のぶとし 小林 伸稔	委員長
2	教育委員会参事	ふるはし まさふみ 古橋 雅文	
3	こども未来部長	いしつか なるみ 石塚 成美	
4	生涯学習課長	ふくしま しょうこ 福島 晶子	
5	財務分析に関し専門的知識を有する者	はとがい のぶお 鳩貝 暢夫	中小企業診断士
6	その他市長が適当と認める者	はぎや なおみ 萩谷 直美	教育委員

※ 任期 令和6年7月1日～業務委託契約締結日まで

令和6年7月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長職務代理者 河原 健

守谷市告示第55号

守谷市放課後子ども総合プラン運營業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

守谷市長 松丸修久

守谷市放課後子ども総合プラン運營業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市放課後子ども総合プラン運營業務において提出された提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び事業者の選定を行うため、守谷市放課後子ども総合プラン運營業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置と運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項
- (2) プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査に関する事項
- (3) プロポーザル提案者の選定に関する事項

2 審査委員会は、プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査のため必要があると認めるときは、プロポーザル提案者その他の関係者に対し、説明を求めることができる。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 教育委員会参事
- (3) こども未来部長
- (4) 生涯学習課長
- (5) 財務分析に関し専門的知識を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、守谷市放課後子ども総合プラン運營業務の委託契約締結日までとする。

(委員長)

報 告	頁 数
8 号	2

第5条 審査委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審査委員会に出席を求め、資料の提出、意見の開陳及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、会議の内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第9条 第3条第2項第5号及び第6号（市長が謝礼を支給する必要があると認める委員に限る。）に謝礼を支給する。

2 前項の謝礼は、日額7,000円とする。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

報 告	頁 数
8 号	3